



## 本人の意思決定を支える連携を知る

～若年性認知症の方への関わりを通して～

令和4年5月7日 布施緩和ケア研修会 緩和ケア×地域連携

東大阪市福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課 坂東 亜衣子

## 楽Cafeとは？



RAKU Cafe  
◎若江岩田

**若年性認知症**の人やその家族同士が想いを共有出来る交流の場として、令和元年12月に誕生！

【若年性認知症】18歳～65歳未満に発症した認知症

～若年性認知症有病率（推計）※独立行政法人東京都健康長寿医療センター（令和2年7月27日）公表より～

- 18歳—64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症者数 50.9人
- 本市18歳—64歳人口（R4.3） 280,427人 → 142.7人

○社会資源に関する情報を得たり、本人やその家族同士が想いを共有出来る場  
○認知症本人の声から、課題を抽出し、より良い施策や支援を本人と共に進めるきっかけづくりの場



**RAKU Cafe**  
◎若江岩田

もの忘れがあっても 遅に帰っても 笑顔でいたい！  
思いは月毎であるけれど、やりたいことまでやること！楽しく過ごそう  
一緒に楽しみましょう(´▽`)/

※東大阪市認知症本人活動支援推進ワーキンググループ

日時：第1土曜日 13:30～14:45（※年休日の場合は要相談）  
※日曜が定休になる場合がありますので、参加ご希望の方は必ず事前にお知らせください。

場所：花園生活支援センター（裏面参照）

参加費：無料

申込・問合せ先：東大阪市 地域包括ケア推進課  
☎06-4309-3013（直）, 050

楽Café（延べ18回開催 令和4年4月末現在）

	本人	家族
実人数	13人	17人
延べ人数	73人	64人



**RAKU Cafe**  
◎若江岩田

令和3年度の予定

令和3年	4月3日（土）
	5月1日（土）
	6月5日（土）
	7月3日（土）
	8月7日（土）
	9月4日（土）
	10月2日（土）
	11月6日（土）
	12月4日（土）
令和4年	1月5日（土）※第2
	2月5日（土）
	3月5日（土）

※日曜が定休になる場合がございますので、参加ご希望の方は必ず事前にお知らせください。

**毎月第1土曜日**  
ご本人Gとご家族Gに分かれて  
1時間程度過ごします。

花園生活支援センター  
アルカディア館南館  
06-6941-5611 東大阪市岩田町2-1-33

## 楽Caféが始まるまで...

平成27年11月～ 平成28年6月 **ある圏域の地域包括支援センターで若年性認知症の当事者会・家族会を開催**  
→当事者同士のつながりが大事。ただ、若年性認知症の方々は1中学校区では参加者が少なくなるといった課題も。

平成31年2月 **市全域（第一層）への「認知症の当事者・家族会について」課題提示**  
→少ない当事者でも本人同士・家族同士の集いの場が途切れないように1中学校区ではなく、市の課題として取り組む必要があるのではないかと。

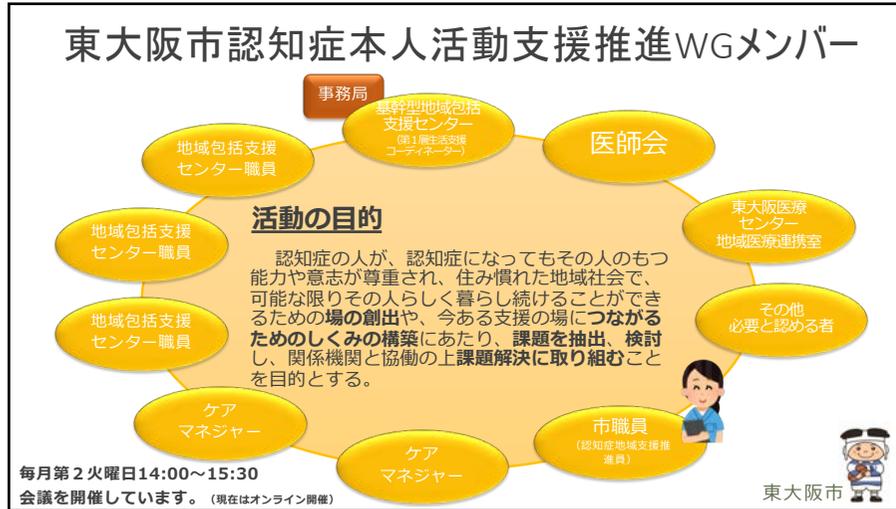
平成31年3月 **東大阪市高齢者地域ケア会議（企画運営会議）**  
→若年性認知症Kさん本人の話を聞く。

令和元年8月～ **認知症本人活動支援推進WG 開催**

令和元年12月～ **楽Café 開催**



東大阪市



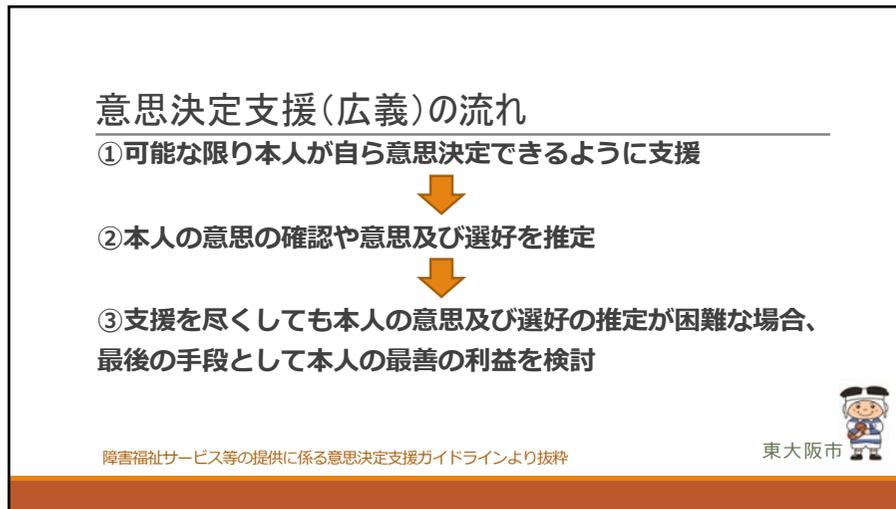
### 事例紹介

男性 Aさん MMSE5点 介護認定なし 発症から9年目  
 毎回、妻と一緒に参加

参加きっかけ：もり内科クリニックからの紹介

妻が日常生活のお世話をしており、サービスの導入には否定的であった。楽Caféに参加するようになり、夫以外の若年性認知症の当事者や他の家族の状況を知ったり、介護保険サービス以外の障害福祉サービスを知ることができ、現在は障害福祉サービス自立訓練（生活訓練）を利用している。

東大阪市



### 意思決定支援プロセスにおける家族

#### 家族も本人の意思決定支援者

家族は、本人の意思に向き合いながら、どうしたらよいか悩む。  
 (本人の意思と家族の意思が対立する場合もある。)

意思決定支援者(専門職種や行政職員等)は、その家族としての悩みや対立の理由・原因を確認した上で、提供可能な社会資源等について調査検討し、そのような資源を提供しても、本人の意思を尊重することができないかを検討する。

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインより抜粋

東大阪市

## 注意点

**意思決定能力 = 本人の個別能力+支援者の支援能力**

支援者の支援能力が問われている

- ・本人が決められないときに…
  - × 意思決定能力がない 周囲で決める
  - 支援者の支援が足りないかもしれない
    - ⇒意思決定能力評価（支援のプロセスの不足を洗い出す作業）
    - ⇒支援を修正する

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインより抜粋

東大阪市



## まとめ



- ・ 一つ一つの意思決定の積み重ねが緩和ケア
- ・ 本人と家族の両方の人生を大切にしながら、多職種による意思決定支援を行うことが大切

東大阪市での取り組みも発展途上です。

**本人さんの希望を聞いていく！一緒に探す！**を大切に、**地域連携しながら、『認知症にやさしい東大阪』を目ざしていきます。**